

# 宗教法人との間で締結された不起訴合意の効力

(最判令和6年7月11日民集78巻3号921頁)

林 誠 吾

## 第1 はじめに

当事者の私的自治は、近代私法のみならず、民事訴訟法の基本原理である。自らの権利をどのように行使し、あるいは処分するかは、原則として私人に委ねられた権能である。特定の法律関係について訴えを提起しないことを当事者間で合意する「不起訴合意」もまた、この私的自治のあらわれ（の一つ）として、原則としてその有効性が認められてきた。

しかし、この合意は、憲法32条が保障する「裁判を受ける権利」という、私人の権利保護の「最後の砦」となるべき公的価値と、時に鋭い緊張関係に立つ。特に、当事者間において、情報量や交渉力に著しい格差が存在する場合、前記のような不起訴合意が、実質的には強者によって弱者の権利実現の可能性を一方向的に封鎖する手段として機能しうるからである。

このような緊張関係に対し、最高裁判所第一小法廷令和6年7月11日判決（以下「本判決」という。）は、公序良俗（民法90条）という一般条項を媒介として、一つの重要な解を示した。本判決は、宗教法人の信者であった高齢女性が宗教法人との間で締結した不起訴合意について、その背景にある当事者の属性、合意締結の経緯、そして合意内容の著しい不利益性を詳細に検討し、公序良俗に反し無効であると結論付けた。この判断は、形式的な意思の合致よりも、その意思が形成される過程を詳細に分析し、実質的な公正さを重視するものともいえ、今後の実

務に与える影響は計り知れない。

本稿は、この本判決を素材として、本判決が示した不起訴合意の有効性判断の枠組みを、民事訴訟法の観点、とりわけ弁護士という実務家の立場から深く考察することを目的とする。まず第1章で本判決の概要を整理し、続く第2章で不起訴合意をめぐる理論的背景を概観する。第3章では、本判決が示した公序良俗判断の構造を多角的に分析する。そして、第4章において、本判決が我々法曹に対し、特に判断能力に懸念のある当事者と向き合う際の専門職後見的な役割といかなるものかを、いかに鋭く問いかけているのかを論じる。なお、本判決については、不起訴合意の有効性のほか、宗教団体による献金勧誘行為の違法性についても判断がされているが、本稿は、専ら不起訴合意の有効性に係る判断をその検討の対象とするものである。

## 第2 本判決の概要等

本章では、本判決の概要につき、事案の概要、訴訟の経過及び各審級の判断に分けて整理する。

### 1 事案の整理

#### (1) 当事者等

本件は、宗教法人であるY（世界平和統一家庭連合、旧統一教会）の信者であった亡A（昭和4年生まれ）が、Yに対して行った多額の献金をめぐる事案である。原審係属中にAが死亡したため、その長女であるXが訴訟上の地位を承継した。

Aは、Yに対する献金当時、80歳前後という高齢

であり、自身の妹の早世、義母の自殺、二女の離婚、夫の重病等、身近に数々の不幸な出来事が起きていた。Yとの間で不起訴合意を締結した当時（平成27年11月）、86歳であり、その約半年後の平成28年5月には、アルツハイマー型認知症により成年後見相当との診断を受けていた。

## (2) 本件献金及び不起訴合意に至る経緯

Aは、Yの信者であった三女の紹介により、平成16年ころからYの関連施設に通い始め、その教理などを学ぶようになった。Aが学んだ教理には、「病氣、事故、離婚等の様々な問題の多くは怨恨を持つ霊によって引き起こされており、そのような霊の影響から脱して幸せに暮らすためには献金をして地獄にいる先祖を解怨することなどが必要である」というものが含まれていた。

Aは、この教理に従い、平成17年から平成21年までの間に十数回にわたって、合計1億0058万円という極めて多額の献金を行った。さらに、平成20年から平成22年にかけては、自身が所有する土地を売却し、その売得金の一部もYに献金するなどしていた（以下、Aによるこれらの献金を「本件献金」という。）。

## (3) 不起訴合意の締結

Aは、平成27年8月、Xに対し、これまで自分がYへ多額の献金を行ってきた事実を打ち明けるに至った。その後、Aがその旨をYの他の信者に伝えたことが契機となり、同年11月、AとYとの間で作成した念書には、「亡Aがそれまでにした献金につき、Yに対し、欺罔、強迫又は公序良俗違反を理由とする不当利得返還請求や不法行為に基づく損害賠償請求等を、裁判上及び裁判外において、一切行わないことを約束する」旨の記載があった（以下、AとYとの間で作成した念書を「本件念書」といい、本件念書における不起訴合意を「本件不起訴合意」という。）。

本件念書の作成過程には、Yの信者らが深く関与していた。すなわち、別の信者が自身の献金について親族から返還請求されるのではないかと懸念し、その阻止を企図したことにAが同調する形で話が進み、さらに別のYの信者が本件念書の文案を作成した。Aは、信者の運転する自動車で公証役場へ赴き、公証人の前で本件念書に署名・押印してその認証を受けた。さらにその後、Yの教会において、信者らによるビデオ撮影の下、Aが本件献金についてYに返還を求める意思がないことを確認するやり取りが行われたものであった。

## 2 訴訟の経過と各審級の判断

### (1) 第一審及び原審の判断

平成29年3月、Aは、Y及びY1を含む信者に対して、本件献金は、Yらの違法な献金勧誘行為により行われたものであり、それによって財産上の損害を被ったとして、Yに対しては、共同不法行為（主位的請求）及び使用者責任に基づく損害賠償請求（予備的請求）を、Y1を含む信者に対しては、共同不法行為に基づく損害賠償請求として、Aが本件献金により被った損害の賠償を求める訴訟を提起した。

この訴訟において、Yらは、Aとの間では本件不起訴合意が有効に成立しているから、AのYらに対する訴訟は、権利保護の利益を欠き不適法であるなどと主張した。

第一審は、Yらのこの主張を容れ、AのYに対する訴えを却下した。その理由として、本件念書は「原告X1〔A〕の正常な判断能力に基づいて作成されたものであると認めることができ」、その作成経緯や内容等を検討しても「本件不起訴合意が公序良俗に反するというべき事情は見当たらない」と判断した。

原審も、この点に関する第一審の判断を是認し、控訴を棄却した。控訴審は、「本件念書の内容や作

(1) 東京地判令和3年5月14日 Westlaw Japan 文献番号2021WLJPCA05148010)。

(2) 東京高判令和4年7月7日 Westlaw Japan 文献番号2022WLJPCA07076014)。

成経緯等を検討しても、本件不起訴合意が公序良俗に反し無効であるとはいえない」と判示した。

## (2) 本判決（上告審）の判断

これに対し、本判決は、第一審及び原審の判断を覆し、原判決を破棄し、本件を東京高等裁判所に差し戻した。本判決は、次のように、本稿の検討対象である不起訴合意の有効性について、結論として公序良俗（民法90条）に反して無効であると結論付けた。

まず、本判決は、不起訴合意の有効性に関する一般論として、「特定の権利又は法律関係について裁判所に訴えを提起しないことを約する私人間の合意…（中略）…は、その効力を一律に否定すべきものではないが、裁判を受ける権利（憲法32条）を制約するものであることからすると、その有効性については慎重に判断すべきである」との立場を示した（引用部分における下線部は筆者が付した。以下、引用部分において同様である。）。その上で、当該不起訴合意が公序良俗に違反して無効であるか否かは、「当事者の属性及び相互の関係、不起訴合意の経緯、趣旨及び目的、不起訴合意の対象となる権利又は法律関係の性質、当事者が被る不利益の程度その他諸般の事情を総合考慮して決すべきである」との判断枠組みを示した。

そして、この判断枠組みを本件に適用し、以下の諸事情を指摘した。

第一に、Aは、本件不起訴合意当時、「86歳という高齢の単身者」であり、長年の信仰活動を通じてYの「心理的な影響の下にあった」ことから、「冷静に判断することが困難な状態にあった」と認定した。

第二に、本件不起訴合意締結の経緯について、信者らが念書の文案作成からビデオ撮影に至るまで関与した事実を挙げ、「本件不起訴合意は、終始、Yの信者らの主導の下に締結されたものである」と評

価した。

第三に、合意の内容について、「亡Aがした1億円を超える多額の献金について、何らの見返りもなく無条件に不法行為に基づく損害賠償請求等に係る訴えを一切提起しないというもの」であり、「亡Aが被る不利益の程度は大きい」と判断した。

本判決は、これらの事情を総合的に考慮し、「本件不起訴合意は、亡Aがこれを締結するかどうかを合理的に判断することが困難な状態にあることを利用して、亡Aに対して一方的に大きな不利益を与えるものであったと認められる。したがって、本件不起訴合意は、公序良俗に反し、無効である」と結論付け、第一審及び原審の判断を覆した。

## 第3 不起訴合意の理論的考察

本判決が扱った「不起訴合意の有効性」は、当事者間の私的自治と、憲法が保障する裁判を受ける権利との緊張関係が交錯する、伝統的かつ今日的な論点である。本章では、本判決の判断を理論的に位置づけるため、まず不起訴合意の法的性質に関する学説の対立を整理し、次いで、その有効性をコントロールする根拠となる当事者自治の原則とその限界を論じる。

### 1 「不起訴合意」の法的性質

不起訴合意の訴訟法上の効力をいかに説明するかという問題は、不起訴合意そのものの法的性質をどう捉えるかという問いに帰着する。この点に関する学説は、伝統的に「私法契約説」と「訴訟契約説」に大別されてきた。<sup>(3)</sup>

#### (1) 私法契約説

私法契約説は、不起訴合意を、当事者の一方が相手方に対して訴えを提起しないという不作為を目的とする私法上の契約であると解する立場である。<sup>(4)</sup> この見解によれば、合意そのものが直接的に訴訟法上の効果を生じさせるわけではなく、むしろ、合意

(3) 八木敬二「不起訴合意の有効性」法学教室534号（2025）42頁参照。

(4) 兼子一「訴訟に関する合意について」民事法研究第1巻（酒井書店、1971年）273頁。

に反して訴えが提起された場合、被告は不起訴合意の存在を主張・立証することにより、原告の訴えが「権利保護の利益」を欠くことを理由に、不適法却下を求めることができると構成されることとなる。

この説は、兼子一博士によって提唱されて以来、通説的地位を占めており、不起訴合意の有効性が争点となった下級審裁判例の多くもこの立場に立つ。<sup>(5)</sup>

本件の第一審及び原審が、不起訴合意に反する訴えを権利保護の利益（訴えの利益）を欠くとして却下したのも、この理論的構成に依拠しているといえる。この説の理論的利点は、民事訴訟法に明文の規定がない訴訟上の合意の効力を、私法上の契約という既存の枠組みと、「権利保護の利益」という訴訟要件論を用いて、無理なく説明できる点にある。

## (2) 訴訟契約説

これに対し、訴訟契約説は、不起訴合意を、訴訟法上の効果を直接発生させることを目的とする当事者間の合意、すなわち「訴訟契約」の一種と捉える見解である。この説に立てば、有効な不起訴合意が存在する場合、裁判所は当事者の意思に拘束され、当該紛争に関する裁判権の行使が排除される。したがって、合意に反する訴えは、権利保護の利益の欠如という間接的な理由からではなく、訴訟契約の直接的な効果として不適法とされる。

この説は、訴訟手続の規律を当事者の意思に委ねるという側面をより直接的に捉える点に特徴があるが、私法上の意思表示の瑕疵に関する規定（民法95条、96条等）の適用関係など、私法と訴訟法の交錯する領域において複雑な問題を提起する。

## (3) 小括

学説上、両説の対立は存在するものの、いずれの説に立ったとしても、有効な不起訴合意に反して提起された訴えが不適法却下を免れないという結論に

おいて、実質的な差違は小さいといえる。しかしながら、その理論構成の違いは、合意の有効性を判断する際の視点に影響を及ぼしうる。私法契約説が、契約の有効性判断において民法90条（公序良俗）の適用を自然に導くのに対し、訴訟契約説は、訴訟法独自の観点からの有効性判断を要請する可能性を秘めている。

本判決が、明示的にいずれの説に立つかを示すことなく、民法90条を媒介として判断を下したことは、実務上、私法契約説との親和性が高い判断枠組みを採用したと評価できよう。

## 2 当事者自治の原則とその司法的コントロール

不起訴合意がそもそも許容される根拠は、民事訴訟法の基本原則である私的自治、とりわけその中核をなす処分権主義に求められる。しかし、当事者の意思が絶対視されるわけではなく、私法による適切なコントロールが必要となる。

### (1) 処分権主義の現れとしての不起訴合意

処分権主義とは、訴訟の開始、審判対象の特定、そして訴訟の終了を当事者の自由に委ねる建前をいう。当事者は、そもそも訴えを提起しない自由を有しており、不起訴合意は、この自由を特定の紛争について相手方との関係で具体的に約束するものとして、処分権主義の一つの現れと理解することができる。<sup>(7)</sup> 私法上の権利を任意に放棄できる以上、その権利を実現するための訴権の行使を、当事者間の合意によって制約することもまた、原則として許容されるべきである。

### (2) 私的自治の限界と下級審判例の動向

しかし、私的自治の原則は、当然ながら無制限ではない。とりわけ、当事者間に実質的な力の格差が存在する場合、形式的な合意が一方当事者の権利を不当に害し、正義に反する結果をもたらす危険があ

(5) 安達栄司「公序良俗に反する不起訴合意の無効」法の支配217号（2025）137頁-138頁。

(6) 青山善充「訴訟法における契約」芦部信喜ほか編『岩波講座基本法学（第4巻）-契約』（岩波書店、1983年）259頁等。

(7) 原田昌和「宗教団体による献金勧誘行為の違法性の判断基準」現代消費者法66号（2025）103頁。

る。このような事態を避けるため、裁判所は当事者の合意に対して司法的なコントロールを及ぼす必要があり、その最も重要な法的根拠となるのが、民法90条の公序良俗原則である。

下級審の裁判例を概観すると、この当事者自治と司法的コントロールとの間の緊張関係が、事案の性質に応じて異なった形で現れていることがわかる。

まず、対等な当事者間での商取引や、交通事故後の示談交渉など、紛争解決の合理性が認められる場面では、不起訴合意の有効性は比較的広く肯定されてきた。例えば、広島高判昭和41年10月4日判タ196号119頁は、死亡事故に関する示談書中の不起訴合意を有効とし、訴えを却下している。このような事案では、当事者が紛争の終局的解決という合理的な目的のために、互いに譲歩し、権利関係を確定させるという和解契約（民法695条）の実質が重視される。

これに対し、当事者の一方が「弱い」立場に置かれていることが疑われる事案では、裁判所は、より慎重な姿勢を示している。東京地判平成6年12月22日判時1552号88頁は、男女関係のもつれから、原告が「絶望のあまり自殺を決意」しているような危機的な精神状況下で作成された不起訴合意について、「原告が右のような危機的精神状況から立ち直り、本件の中絶をめぐる紛争について裁判所の判断を受けたいとの意思を有するに至った場合にまで、その提訴を許さず、訴えを不適法とする効力を認めることはできない。このことは、立会人を立て、同人が合意条項を読み聞かせた上、意思を確認したとしても、変わらないと解される」と判示し、合意後の事情変更をも考慮してその効力を制限した。これは、形式的な合意の文言よりも、その合意がなされた際の当事者の実質的な意思決定能力を重視する姿勢の現れであるといえる。

そして、本件と同様の宗教法人を巡る紛争に関す

る近時の下級審裁判例は、この実質的審査の傾向を一層明確にしている。すなわち、東京高判令和5年11月15日判タ1522号65頁は、本件と同一の宗教法人に関する事案において、不起訴合意を公序良俗に反し無効と判断した。その理由として、同判決は、合意が紛争の顕在化していない状況で、法律知識の不十分な信者に対して一方的に締結されたものであり、「紛争を解決した上で、解決した紛争につきその後更に紛争が生じることを防止するという本来の不起訴合意の目的を逸脱するもの」であると指摘した。さらに、合意内容が「一方的にX〔原告〕の裁判による権利救済を否定するという効果を生じさせるものとして、合理性を欠く」ものであり、著しく不利益であると評価した。この判示は、本判決が示した判断要素である「合意の経緯、趣旨及び目的」や「当事者が被る不利益の程度」を先取りするものであり、本件における最高裁の判断への道筋をつけたものとして極めて重要である。

これらの下級審裁判例の動向は、裁判所が、不起訴合意の有効性判断において、単に合意の存在という形式を問うだけでなく、その合意がどのような力関係の下で、いかなる内容のものとして、いかなる目的で締結されたのかという実質を問う方向に進んできたことを示している。

#### 第4 本判決における判断の構造分析

本判決が、下級審の判断を覆し、本件不起訴合意を公序良俗に反し無効と結論付けた判断過程は、今後の同種事案の帰趨を占う上で極めて重要な示唆に富む。本判決は、単一の決定的な要素によって結論を導くのではなく、「当事者の属性及び相互の関係、不起訴合意の経緯、趣旨及び目的、不起訴合意の対象となる権利又は法律関係の性質、当事者が被る不利益の程度その他諸般の事情を総合考慮して決すべきである」との判断枠組みを提示した。この「総合

(8) 問題となった示談書においては、「よつて、今後本件に関しては如何なる事情が生じても決して異議の申立訴訟等一切しないことを確認致します。」と記載されていた。

考慮」アプローチは、これまで不起訴合意の有効性が比較的緩やかに肯定されてきた実務の潮流に対し、より実質的かつ多角的な審査を求めるものであり、その判断構造は詳細な分析に値する。本章では、この総合考慮の中身を、①手続的側面、②実体的側面、③当事者の主観的側面の三つの観点から分析し、最後に、これらの要素が「暴利行為」の法理といかに結びつくかを考察する。

### 1 本判決の判断枠組み——「総合考慮」アプローチの採用

本判決が採用した「総合考慮」というアプローチは、不起訴合意の有効性判断におけるパラダイムシフトを促すものである。本件の第一審および原審は、Aが公証人の面前で本件念書に署名押印し認証を得たという手続的な外形的事実を極めて重視した。第一審判決は、この事実から「特段の事情がない限り、作成者である原告X1〔A〕の意思に基づき本件意思表示がされたものと認められる」とし、Aの「正常な判断能力」を認定して合意の有効性を肯定した。この判断は、外部から客観的に検証可能な事実に依拠するという点では、安定した法判断のようにも見え、直ちに合理性を否定することは難しい。

本判決は、しかし、こうした「形式論」から一歩踏み出し、その背景事情全体を視野に入れる実質的審査へと舵を切ったものといえる。この「総合考慮」アプローチは、不起訴合意の有効性をめぐる議論において、新堂幸司教授が「合意の対象、合意の行われた状況、合意の趣旨、合意の前提とした事情を慎重に考慮して決める必要がある」と長らく指摘してきた問題意識と軌を一にするものである。本判決は、この学説上の問題意識を、最高裁の判断として明確に判例法理化した点に、第一の規範的意義を見出すことができる。すなわち、不起訴合意の有効性判断は、契約書の文言や形式的な手続の履践と

いった外形のみで判断されてはならず、その合意が形成されるに至った実質的な公平性が問われなければならないという価値判断を、最高裁が示したのである。

## 2 判断要素の分析

### (1) 手続的側面——合意締結過程の公正性？

本判決が総合考慮の一要素として特に重視したのは、本件不起訴合意が締結されるに至った手続過程の著しい「不公正さ」である。本判決は、「信者らは、亡Aが上告人に献金の事実を明かしたことを知った後に、本件念書の文案を作成し、公証人役場におけるその認証の手続にも同行し、その後、亡Aの意思を確認の様子をビデオ撮影するなどしており、本件不起訴合意は、終始、Yの信者らの主導の下に締結されたものである」と認定した。

この判示が持つ意味を考察する。第一に、本件合意が、対等な当事者間での自由な交渉の結果として生まれたものではなく、一方の当事者（宗教法人）が、その組織力と影響力を行使して、他方当事者（A）の意思形成を完全に支配していたという事実を浮き彫りにする。Aが自らの意思で公証役場に向いたという形式ではなく、誰がその文案を用意し、誰がその場を設定し、そして誰がその後の「証拠作り」までをも主導したのかという、意思表示に至るまでの実質的な過程こそが、司法審査の対象となるのである。まさに八木敬二准教授が指摘するように、本判決は「(第三者たる公証人ではなく)裁判所による当事者の合意過程の審査を特段の事情がなくとも要請する規範<sup>(10)</sup>」(圏点は筆者が付した)としての機能を果たしており、たとえ公証人が関与したとしても、その手続の実質が問われることを明確にした点で画期的である。

第二に、YがAの自由意思を立証する目的で撮影したビデオが、逆に意思形成過程が主導されていたことの証拠として評価されている点は、実務上示唆

(9) 新堂幸司『新民事訴訟法〔第6版〕』（弘文堂、2019年）260頁。

(10) 八木・前掲注(3)45頁。

に富むものである。これは、客観的な証拠であっても、それがどのような文脈で作成されたかによって、その証明する価値が正反対に転化しうることを示している。Aが信者の質問に頷く映像は、表面的には同意の証拠に見えるが、その状況設定全体が宗教法人によってコントロールされている以上、それは自発的な意思の表明ではなく、むしろ心理的支配下にあることの証左と評価されうるのである。これは、合意の有効性を確保するためには、形式的な証拠を整えるだけでは不十分であり、真に自由な意思決定を保障する手続的な配慮が不可欠であることを示唆している。

## (2) 実体的側面——権利放棄の内容の相当性？

本判決は、合意内容そのものが実体的に相当性を欠くという点についても厳しく問うている。判旨は、「本件不起訴合意の内容は、亡Aがした1億円を超える多額の献金について、何らの見返りもなく無条件に不法行為に基づく損害賠償請求等に係る訴えを一切提起しないというもの」であり、それによってAが被る不利益は「大きい」と断じている。

ここで重要なのは、「何らの見返りもなく無条件に」という点である。通常の紛争解決における和解契約では、一方当事者が請求権を放棄する対価として、相手方から和解金等の経済的利益が支払われる。このような「ギブ・アンド・テイク」の関係が存在する場合、当事者は自らの利益を衡量し、合理的な判断を下したと推認されやすい。<sup>(11)</sup>

しかし、本件のような、何らの対価も代替的な紛争解決手段の定めもなく、一方的に権利行使を封じるだけの不起訴合意は、その合理性を著しく欠く。伊藤眞教授は、不起訴合意を、①独立型、②和解契約型、③ADR型の三つに類型化し、本件のような独立型の不起訴合意は、「いわば無条件に訴権の行

使を否定し、紛争解決の手段を奪うことになるから、特段の事情が認められない限り、無効になる」と喝破される。<sup>(12)</sup> 本判決は、この実体的な不均衡性、すなわち放棄される権利の重大性と、それに対する対価の不存在という点を、公序良俗違反を基礎づける中核的な要素として位置づけたのである。この点は、近時の下級審裁判例である前掲東京高判令和5年11月15日が、同様の事案について「本件合意書で解決していないことについて、およそ裁判上・裁判外を問わずいかなる請求もすることはできないとする本件不起訴合意は、一方的にXの裁判による権利救済を否定するという効果を生じさせるものとして、合理性を欠く」と判示したことも軌を一にする。

## (3) 当事者の主観面——「合理的に判断することが困難な状態」？

さらに本判決は、Aの主観的な状態について、踏み込んだ認定を行っている。判旨は、Aが「86歳という高齢の単身者」であり、約半年後にはアルツハイマー型認知症と診断されているという客観的な属性に加え、約10年間にわたる信仰生活を通じて「Yの心理的な影響の下にあった」ことを指摘し、その結果、Aは「Yからの提案の利害得失を踏まえてその当否を冷静に判断することが困難な状態にあった」と結論付けた。

この「合理的に判断することが困難な状態」という文言は、実体法上の意思無能力（民法3条の2）とは次元を異にする、新たな判断基準を提示したものとして注目し得る。小田司教授が、本件では意思能力の欠缺による無効も検討すべきであったのではないかと指摘するように<sup>(13)</sup>、意思無能力とまでは言えないものの、当事者が年齢、心身の状態、知識や経験の不足、そして他者からの心理的影響などが

(11) このような和解契約との比較の視点から論じたものとして、伊藤眞「不起訴の合意再考・民間調停の合意との関係——最判令和6年7月11日に接して」法曹時報77巻4号（2025）1頁がある。

(12) 伊藤・前掲注(11)1-2頁。

(13) 小田司「当事者間において締結された不起訴の合意が公序良俗に反し無効であるとされた事例」新・判例解説Watch民事訴訟法No.162（2024）4頁。

複合的に作用し、自己の利益を適切に衡量し、対等な交渉を行うことができない脆弱な状態を指すものと解される。また、宮下修一教授が指摘するように、この判断は、消費者契約法の立法過程で議論された「合理的な判断をすることができない状況を利用」した契約の取消権創設の議論とも共鳴するものである。<sup>(14)</sup> 本判決は、このような当事者の脆弱性を、公序良俗違反の判断における重要な主観的要素として正面から取り上げたのである。

### 3 「暴利行為論」との関連

以上分析した①手続的公正性の欠如、②実体的不均衡性、③当事者の主観的脆弱性という三つの要素は、それぞれが独立しているのではなく、有機的に結合して、民法90条の解釈類型として確立されている「暴利行為」の法理を構成していると理解することができる。

暴利行為論は、判例上、「他人の窮迫、軽率、無経験を利用し、著しく過大な利益を得ることを目的とする法律行為」として無効とされる。この法理は、契約内容の著しい不均衡という「客観的要件」と、相手方の弱みを利用するという「主観的要件」の充足を要求する。本判決の判断構造は、この暴利行為論の枠組みと重なり合う。本判決の調査官解説もまた、本判決の判断が暴利行為論の考え方に沿うものであることを示唆している。<sup>(15)</sup>

すなわち、本件における「客観的要件」とは、1億円を超える損害賠償請求権を何らの見返りもなく放棄させるという、合意内容の極端な不均衡性である。そして、「主観的要件」とは、宗教法人側が、Aが高齢で、長年の信仰により心理的影響下にあること、かつ、その意思形成過程を完全に主導することによって、この不均衡な合意を締結させた

という、相手方の脆弱性の「利用」に他ならない。

このように理解することで、本判決の判断は、個別事案における特殊な公平性の判断にとどまるものではなく、契約に関する民法上の普遍的な法理に根差したものであることが明らかとなる。そして、それは安達栄司教授が指摘するように、単なる民法上の問題にとどまらず、実質的に「損害の回復の手段が封じられること」、すなわち「裁判を受ける権利（憲法32条）が制約されること」<sup>(17)</sup>という憲法的な価値判断にまで繋がるのである。本判決は、私的自治の原則と個人の尊厳との調整を、公序良俗という一般条項の中に、暴利行為論という具体的な法理を媒介として実現した、重要な意義を持つものと評価できよう。

## 第5 本判決が問う法曹実務家としての役割

これまでみてきたように、本判決は、当事者間の形式的な合意よりも、その背後にある実質的な公正さを重視する現代的な司法の流れを明確に示した。特に、本件不起訴合意が、公証人の面前で私署証書の認証を受けるという「形式的な適正手続」を経ながらも、その効力を全面的に否定されたという事実は、我々法曹に対し、極めて重い問いを投げかけている。それは、当事者の意思の真正を担保するために、実務家はどのような役割を果たすべきか、という根源的な問いである。

形式的な手続の履践だけでは、当事者、とりわけ高齢や知識不足、心理的影響下にあるなど脆弱な立場に置かれた者の「真の意思」を保護するには不十分であるという厳しい現実を、本判決は白日の下に晒した。本章では、この問題意識から出発し、本判決を契機として、同様の事案における実務家、すな

(14) 宮下修一「宗教上の寄付等に関する不起訴合意の有効性」別冊NBL191号民事判例研究1（2024）8頁。

(15) 大判昭和9年5月1日民集13巻875頁。

(16) 能登健太郎『最高裁判所判例解説民事編令和6年度（上）』77巻7号（法曹会、2025年）410頁以下。

(17) 安達・前掲注(5)140頁。

わち公証人と弁護士との役割と責任について、実務家の立場から考察を深めたい。実務家は、単なる手続の執行者や依頼者の意思の代弁者にとどまらず、当事者の実質的な自律性を確保するための「専門職後見人」としての役割を担うべきではないか。

### 1 公証制度の機能と限界について

まず、本件において下級審が不起訴合意を有効と判断する上で重要な支えとなった、公証制度の役割について考察する。

### 2 下級審における公証人関与の評価？

本件の第一審判決は、本件念書が公証人の面前で認証されていることを捉え、「特段の事情がない限り、作成者であるX〔A〕の意思に基づき本件意思表示がされたものと認められる」と判示し、この事実をAの有効な意思表示が存在したことの強力な根拠とした。控訴審もこの判断を是認している。

これは、公証人という法律の専門家が関与する手続には、当事者の意思の真正を担保する機能があるという、実務上広く共有された信頼を背景とするものである。公証人法1条1項2号が定める認証の職務は、囑託人が文書に署名押印した事実を公証人が確認し証明するものであり、この手続を経ることで、文書の成立の真正に関する後日の紛争を予防する機能が期待されている。

しかし、本判決は、この形式的な手続保障の内実には鋭く切り込んだ。最高裁は、公証人の関与という事実を無視したわけではないが、それを最終的な判断の決め手とせず、むしろその手続が「終始、Yの信者らの主導の下に締結されたものである」という実質的な過程こそを問題視した。このことは、公証制度が持つ本質的な限界を浮き彫りにしている。

すなわち、公証人の職務は、基本的には、囑託人が本人であることの確認（本人確認）と、本人の面前で署名押印がなされたことの確認（面前性）という、文書の成立に関する形式的真実の確認に重点が置かれている。もちろん、囑託の趣旨が法令に違反しないか、無効な法律行為でないかの審査も行われ

るが（公証人法26条）、本件で問題となったような、当事者の内心における判断能力の実質（医学的な意味を含む）や、当事者間の背景にある力関係の不均衡、心理的な支配関係といった、目に見えにくい実質的な事情にまで踏み込んで審査する権限も、またその責務も、現在の制度上、公証人に課されているわけではない。

八木敬二准教授が指摘するように、本判決は「(第三者たる公証人ではなく)裁判所による当事者の合意過程の審査を特段の事情がなくとも要請する規範」としての機能を果たしており、実務家が関与したという形式だけでは、もはや合意の有効性は担保されないことを明確にした。特に、一方当事者が高齢であったり、何らかの心理的影響下にあることが疑われるような事案においては、公証人の認証という「お墨付き」は、それのみでは、当事者の真の意思を保障する根拠とはなり得ないこととなる。この認識は、我々実務家が、紛争予防のために安易に公証制度に依存することの危うさを自覚する上で、極めて重要である。

### 3 弁護士に求められる専門職後見人的役割

公証制度が上記のような限界を抱える以上、当事者の実質的な意思を確保するという重い責務は、より深く事案に関与する弁護士の双肩にかかってくる。特に、本件のAのように脆弱な立場に置かれた依頼者と向き合う場合、弁護士は、単に依頼者の指示通りに法律事務を遂行する「代理人」とどまってはならない。むしろ、依頼者の真の利益は何かを能動的に洞察し、その利益を保護するために行動する「専門職後見人」としての役割を果たすことが強く求められることとなると考えられる。

#### (1) 依頼者の意思の確認義務の実質化

弁護士職務基本規程は、「弁護士は、委任の趣旨に関する依頼者の意思を尊重して職務を行うものとする」(22条1項)と定める。しかし、この「意思の確認」は、依頼者が口にした言葉をそのまま受け取ることだけを意味するのではない。特に、高齢、

病気、貧困、あるいは本件のような特異な人間関係による心理的影響など、依頼者が脆弱な状況に置かれていることが窺われる場合には、その表明された意思が、真に自律的かつ熟慮に基づいたものであるかを慎重に見極める、より高度な職責が弁護士には課されていると解すべきではないか。

本件のAから、もし仮に弁護士が「宗教法人に対し、今後一切の請求をしないという念書を作成したい」との依頼を受けたとすれば、その弁護士はどうか行動すべきであったか。漫然とその依頼に応じ、念書を作成することは、弁護士としての職責を果たしたことにはならないであろう。まず、なぜそのような念書を作成したいのか、その動機と経緯を丁寧に聴取する必要がある。その過程で、長年にわたる高額な献金の事実や、親族との関係、そして宗教法人との現在の関係性が明らかになれば、Aが表明する意思が、宗教法人の影響下で形成された、いわば「強いられた意思」である可能性を疑うべきである。

このような場合、弁護士は、不起訴合意がもたらす法的な帰結、すなわち1億円を超える損害賠償請求権を含む一切の権利を無対価で放棄することの極大な不利益性を、Aが理解できる平易な言葉で繰り返し説明する義務を負う。さらに、小田司教授が示唆するように、Aの年齢や言動から判断能力そのものに疑義が生じた場合には、そもそも有効な法律行為をなすかという観点から、意思能力の欠缺（民法3条の2）の問題も念頭に置き、必要であれば親族への連絡や、医師による専門的な診断を受けることを勧めることも、弁護士としての重要な責務となる。

## (2) 依頼者の自己決定権の尊重と専門家としての介入

もちろん、弁護士は依頼者の自己決定権を最大限尊重しなければならない。しかし、その自己決定が、本件のように外部からの不当な影響によって著しく歪められている蓋然性が高い場合には、専門家として敢えてそれに異を唱え、依頼者を保護するた

めに積極的に介入することが正当化され、むしろ倫理的に要請される場面がある。

弁護士職務基本規程31条は、「弁護士は、依頼の目的又は事件処理の方法が明らかに不当な事件を受任してはならない」と定める。Aの依頼は、表面的には「紛争を未然に防ぎたい」という正当な目的のように見えるかもしれない。しかし、その実質が、違法な勧誘行為によって生じた可能性のある莫大な請求権を、不当な影響下で放棄させられるというものであるならば、その「事件処理の方法」は「明らかに不当」であると評価される余地が十分にある。弁護士が、依頼の背景にある実質を見抜くことなく、形式的に依頼に応じることは、結果として不当な権利侵害に加担することになりかねない。

したがって、弁護士は、Aに対して、不起訴合意という選択肢の他に、損害賠償請求を行うという選択肢や、少なくとも一部の返還を求める交渉を行うという選択肢が存在することを具体的に示し、それぞれのメリット・デメリットを比較衡量させるべきである。その上でなお、Aが不起訴合意を望むのであれば、その意思決定の過程を詳細に記録し、少なくとも弁護士として十分な情報提供と助言を行ったことを明らかにしておく必要がある。これが、脆弱な立場にある依頼者に対する、専門職としての弁護士の最低限の責務であろう。

## 4 相手方当事者への配慮義務という新たな視座

本章の最後に、さらに一歩進んだ論点として、交渉力で優位に立つ当事者を代理する弁護士が、代理人を立てていない脆弱な相手方当事者に対して負うべき役割について考察したい。これは、従来の弁護士倫理観に挑戦するものであり、本判決が示した価値判断から導かれる、実務家としての新たな問題提起である。

### (1) 本判決の射程——「利用」することに対する非難

本判決が、本件不起訴合意を無効とした論理の核心は、それが「亡Aがこれを締結するかどうかを合

理的に判断することが困難な状態にあることを利用して、亡Aに対して一方的に大きな不利益を与えるものであった」という点にある。ここで使われている「利用して」という言葉は、単なる過失や認識不足を超えて、相手方の脆弱性を積極的に自己の利益のために手段として用いたことに対する、強い倫理的非難を含んでいる。

この判旨は、力の強い当事者が、力の弱い相手方の脆弱性を「利用」して不公正な合意を締結することを、公序良俗の名の下に許さないという、最高裁の明確な意思表示であるといえる。

## (2) 弁護士実務への展開——紛争の蒸し返しを防ぐための配慮

では、この価値判断を弁護士実務に引き直した場合、どのような示唆が得られるだろうか。弁護士は、依頼者の利益を最大化することを使命とする。しかし、その使命は、短期的な利益の獲得のみを意味するものではない。後日無効とされるような不安定な合意を締結することは、紛争の根本的解決にはならず、かえって新たな紛争（蒸し返し）を生む原因となり、長期的には依頼者の利益を害することになる。

例えば、弁護士が本件のYを代理し、代理人を立てていないA本人と交渉する場面を想定しよう。このとき、弁護士がAの脆弱性に乗じて、本件念書のような一方的かつ包括的な権利放棄条項を含む合意書に署名押印させることは、一見すると依頼者の利益を最大化したように見えるかもしれない。しかし、本判決は、まさにそのような合意こそが無効とされることを示した。

そうであるならば、依頼者の真の利益、すなわち「法的安定性を備えた、最終的な紛争解決」を実現するためには、弁護士は、交渉の過程で相手方の状況に一定の配慮をすることが、むしろ戦略的に賢明であるということになる。具体的には、①合意内容

が一方に著しく不利益なものではないか、合理的な対価が支払われているかを確認し、必要であれば修正を助言すること、②相手方に対し、合意の重大な効果について平易な言葉で説明し、理解を確認するプロセスを踏むこと、そして何よりも、③相手方に対し、独立した弁護士に相談することを強く推奨し、そのための時間的猶予を与えること、などが考えられる。

これは、相手方のための行為というよりも、自らが作成に関与する合意の有効性を担保し、将来の紛争を予防するという、依頼者に対する忠実義務の現れとしての「賢明な配慮」である。伊藤眞名誉教授が、本判決の判断規範を事後的な「評価規範」としてだけでなく、将来の紛争予防のための「行為規範」として明確化しようと試みている<sup>(18)</sup>ように、我々実務家もまた、本判決を、より安定的で公正な合意形成実務を構築するための指針として積極的に活用していくべきである。

## 5 小括——実質的正義の実現に向けた実務家の役割

本判決は、当事者間の形式的な合意よりも、その背後にある実質的な公正さを重視する流れを象徴するものである。この流れの中で、実務家、とりわけ弁護士は、単なる手続の執行者や依頼者の意思の代弁者という役割に安住することは許されない。弁護士は、形式的な手続を整えるだけでなく、当事者、とりわけ脆弱な立場にある人々の意思決定が、実質的に自由かつ公正な状況でなされるよう後見する重い責務を負っている。

それは時に、依頼者の表明する意思にさえ疑問を呈し、あるいは交渉相手の利益にも配慮するといった、従来の弁護士像からは逸脱するよう見える行動を要求するかもしれない。しかし、それこそが、不安定な合意による紛争の再燃を防ぎ、依頼者の長期的利益を守り、ひいては司法制度全体への信頼を

(18) 伊藤・前掲注(11)14頁。

維持するために不可欠な、専門職としての役割に他ならない。本判決を契機に、弁護士は、日々の業務における専門職としてのあり方を改めて自省し、実質的正義の実現に向けた役割を再認識すべきである。